

## 国立大学法人 東京大学の役員・給与等水準の公表について（概要）

### 【経緯】

○独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）により

「法人は総務大臣が定める様式により、給与水準を毎年度公表するものとする。」とされていることを踏まえ、例年6月末に別添の様式により、ホームページで公表

### 【公表の概要】

#### I 役員報酬等について

- ・令和3年度中の役員各人ごとの報酬（諸手当及び賞与を含む）の支給状況及び報酬水準の妥当性
- ・退職した役員各人ごとの退職手当の支給状況及びその水準の妥当性

#### II 職員給与について

- ・令和3年度中の職員給与の支給状況及び給与水準の妥当性

常勤職員全体		人員	平均年齢	平均給与額
		5,890 人	45.4 歳	8,333 千円
うち	事務・技術職員	1,619 人	45.0 歳	6,892 千円
	大学教員	2,975 人	49.0 歳	10,071 千円
	病院看護師	930 人	35.8 歳	5,917 千円

指数比較(ラスパイレス)	事務・技術職員	大学教員	病院看護師
対 国家公務員(年齢勘案)	96.2	107.8	114.2
対 国家公務員(年齢・地域・学歴勘案)	86.7	—	106.4
対 他の国立大学法人等(年齢勘案)	110.8	112.5	115.6

#### III 総人件費について

区分	当年度 (令和3年度)	前年度 (令和2年度)	比較増減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 57,138,428	千円 57,061,239	千円 77,189	(%) 0.1%
退職手当支給額 (B)	千円 3,651,291	千円 3,695,408	千円 △ 44,117	(%) -1.2%
非常勤役員等給与 (C)	千円 45,368,760	千円 42,477,967	千円 2,890,793	(%) 6.8%
福利厚生費 (D)	千円 14,393,327	千円 14,020,036	千円 373,291	(%) 2.7%
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 120,551,806	千円 117,254,650	千円 3,297,156	(%) 2.8%

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人 東京大学の役員報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当該法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたっては、国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえ、国家公務員給与の改定状況等を参考として決定している。

##### ②令和3年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員の賞与については、平成16年度より東京大学役員給与規則に基づき、「総長は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び職務実績を勘案して、賞与の額の100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができる」仕組みとしている。

##### ③ 役員報酬基準の内容及び令和3年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、主に月額及び賞与から構成されている。月額については、東京大学役員給与規則に則り、俸給月額(1,199,000円)に教育研究連携手当(233,805円)を加算して算出している。賞与についても、東京大学役員給与規則に則り、 $((\text{俸給月額} + \text{教育研究連携手当の月額}) + (\text{俸給月額} + \text{教育研究連携手当の月額}) \times 100\text{分の}20 + \text{俸給月額} \times 100\text{分の}25)$ に100分の167.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。  
令和3年度の改定は特になし。

理事

役員報酬支給基準は、主に月額及び賞与から構成されている。月額については、東京大学役員給与規則に則り、俸給月額(895,000円又は818,000円)に教育研究連携手当(174,525円又は159,510円)を加算して算出している。賞与についても、東京大学役員給与規則に則り、 $((\text{俸給月額} + \text{教育研究連携手当の月額}) + (\text{俸給月額} + \text{教育研究連携手当の月額}) \times 100\text{分の}20 + \text{俸給月額} \times 100\text{分の}25)$ に100分の167.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。  
令和3年度の改定は特になし。

理事(非常勤)

役員報酬支給基準は、東京大学役員給与規則に則り、月額(424,666円)又は日給額(49,000円)としている。  
令和3年度の改定は特になし。

監事

役員報酬支給基準は、主に月額及び賞与から構成されている。月額については、東京大学役員給与規則に則り、俸給月額(706,000円)に教育研究連携手当(137,670円)を加算して算出している。賞与についても、東京大学役員給与規則に則り、 $((\text{俸給月額} + \text{教育研究連携手当の月額}) + (\text{俸給月額} + \text{教育研究連携手当の月額}) \times 100\text{分の}20 + \text{俸給月額} \times 100\text{分の}25)$ に100分の167.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。  
令和3年度の改定は特になし。

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、東京大学役員給与規則に則り、日給額(38,000円)としている。  
令和3年度の改定は特になし。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和3年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 23,957	千円 14,388	千円 6,764	千円 2,805 (教育研究連携手当)	4月1日		※
A理事	千円 19,830	千円 10,740	千円 5,553	千円 2,094 (教育研究連携手当) 242 (通勤手当) 1,200 (副学長手当)	4月1日		※
B理事	千円 19,588	千円 10,740	千円 5,553	千円 2,094 (教育研究連携手当) 1,200 (副学長手当)			※
C理事	千円 19,587	千円 10,740	千円 5,301	千円 2,094 (教育研究連携手当) 202 (通勤手当) 1,200 (副学長手当)	4月1日		※
D理事	千円 19,633	千円 10,740	千円 5,301	千円 2,094 (教育研究連携手当) 293 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 4 (入試手当)	4月1日		※
E理事	千円 19,335	千円 10,740	千円 5,301	千円 2,094 (教育研究連携手当) 1,200 (副学長手当)	4月1日		※
F理事	千円 5,900	千円 2,685	千円 2,650	千円 523 (教育研究連携手当) 41 (通勤手当)		6月30日	◇
G理事	千円 11,243	千円 7,362	千円 2,307	千円 1,435 (教育研究連携手当) 138 (通勤手当)	7月1日		◇
H理事 (非常勤)	千円 5,095	千円 5,095	千円 0	千円 0			*
I理事 (非常勤)	千円 4,949	千円 4,949	千円 0	千円 0	4月1日		
A監事	千円 14,354	千円 8,472	千円 3,982	千円 1,652 (教育研究連携手当) 247 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 5,282	千円 5,282	千円 0	千円 0			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「副学長手当」とは、副学長を兼ねている常勤の役員に対して支給するものである。

注3:「教育研究連携手当」とは、賃金、物価及び生計費等が特に高い地域等に所在する勤務箇所に在勤する役員に支給するものである。

注4:「入試手当」とは、大学法人が行う入学者選抜試験に係る業務に従事した場合に支給するものである。  
(理事等就任前において入試業務に従事したことにより支給されたもの)

注5:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

注6:「前職」欄の「\*」は、退職公務員であることを示す。

注7:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

法人の長

東京大学は、世界的教育研究拠点として、教育の質と研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としている。これらの使命を担っていくため、総長のリーダーシップの下、将来構想である「UTokyo Compass 多様性の海へ:対話が創造する未来(Into a Sea of Diversity: Creating the Future through Dialogue)」では、「知をきわめる」「人をはぐくむ」「場をつくる」という多元的な3つの視点(Perspective)から、目標を定め行動の計画を立て、それらに好循環を生みだすことを通じて、世界の公共性に奉仕する総合大学として、優れた多様な人材の輩出と、人類が直面するさまざまな地球規模の課題解決に取り組んでいる。

そうした中で、総長は教職員数約8,000名の法人の代表としてその業務を総理するとともに、校務を司り、所属教職員を統督し、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

東京大学総長の報酬月額については、国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえ、国家公務員給与の改定状況等を参考とした場合には、法人の長としての報酬水準は妥当であると考えられるが、独立行政法人通則法第50条の2による役員報酬等の規定にある民間企業の役員の報酬等を踏まえつつ引き続き検討していきたい。

理事

東京大学は、世界的教育研究拠点として、教育の質と研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としている。これらの使命を担っていくため、総長のリーダーシップの下、将来構想である「UTokyo Compass 多様性の海へ:対話が創造する未来(Into a Sea of Diversity: Creating the Future through Dialogue)」では、「知をきわめる」「人をはぐくむ」「場をつくる」という多元的な3つの視点(Perspective)から、目標を定め行動の計画を立て、それらに好循環を生みだすことを通じて、世界の公共性に奉仕する総合大学として、優れた多様な人材の輩出と、人類が直面するさまざまな地球規模の課題解決に取り組んでいる。

そうした中で、理事は経営企画、財務、社会連携・産学官協創、総務、教育、施設、情報、研究、懲戒、病院、学生支援、入試・高大接続、評価、研究倫理、国際、ダイバーシティ、事務組織、法務、人事労務、コンプライアンスなど多岐に亘る役割に対し、総長を補佐して大学法人の業務を掌理している。

東京大学理事の報酬月額については、国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえ、国家公務員給与の改定状況等を参考として決定しており、その職務内容の特性等を踏まえても、理事としての報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

東京大学の非常勤理事として、経営改革特命や総長ビジョン推進などの役割に対し、総長を補佐して大学法人の業務を掌理するために選任され、職務については常勤理事と同等であることから、非常勤理事としての報酬水準は妥当であると判断する。

監事

東京大学は、世界的教育研究拠点として、教育の質と研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としている。これらの使命を担っていくため、総長のリーダーシップの下、将来構想である「UTokyo Compass 多様性の海へ:対話が創造する未来(Into a Sea of Diversity: Creating the Future through Dialogue)」では、「知をきわめる」「人をはぐくむ」「場をつくる」という多元的な3つの視点(Perspective)から、目標を定め行動の計画を立て、それらに好循環を生みだすことを通じて、世界の公共性に奉仕する総合大学として、優れた多様な人材の輩出と、人類が直面するさまざまな地球規模の課題解決に取り組んでいる。

そうした中で、監事は監査環境の整備及び法人内の情報の収集に積極的に努め、特に出資金事業の遂行状況、産学連携の状況、情報セキュリティの状況、新型コロナウイルス感染症の対応状況、安全保障輸出管理の対応状況、危険物管理の状況、中期目標・中期計画達成の確認状況、病院セグメントの状況、科研費の状況、大学債の使用状況、子会社の状況などを重点項目に監事監査を実施をしている。

東京大学監事の報酬月額については、国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえ、国家公務員給与の改定状況等を参考として決定しており、その職務内容の特性等を踏まえても、監事としての報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤) ( 東京大学の非常勤監事として、監査体制の中立性及び独立性を一層高めるために選任され、職責については常勤監事と同等であることから、非常勤監事としての報酬水準は妥当であると判断する。 )

【文部科学大臣の検証結果】

( 職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考え  
る。 )

4 役員の退職手当の支給状況(令和3年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年 月 			
理事A	千円 5,394 (48,158)	年 月 4 (38)	2021年3月31日	1.2	
理事B	千円 8,090 (8,090)	年 月 6 (6)	2021年3月31日	1.2	
理事 (非常勤)	千円 該当者なし	年 月 			
監事	千円 該当者なし	年 月 			
監事 (非常勤)	千円 該当者なし	年 月 			

注1:理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に教員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	<p>当該理事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間、総務、入試、産学連携担当として、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間、総務、入試担当として、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間、総務、入試・高大接続、評価担当として、「東京大学ビジョン2020」の中間フォローアップを実施するとともに、全学的な取組や各部局の特色を活かした取組の成果と進捗を取りまとめた中間報告書をウェブサイトで公表し、総長を本部長とする未来社会協創推進本部における指定国立大学法人の構想に向けた体制構築及び拡充を行うなどの意欲的な取組を行った。また、「危機管理マニュアル」を作成し、教職員の危機意識の向上、危機への対応能力の向上に尽力し、新型コロナウイルスの感染拡大の状況にも適切に対応した。</p> <p>当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.2と決定した。</p>
理事B	<p>当該理事は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間、コンプライアンス・研究倫理、監査、運営企画担当として、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間、コンプライアンス・研究倫理、監査、病院担当として、平成29年4月1日から令和3年3月31日までの4年間、コンプライアンス、監査、病院担当として、医学部附属病院の運営面では、目標設定に基づく経営改善に向けた取組を実施し、委託費の比較・見直しによる業務の効率化を図り、診療面では、患者申出療養制度を活用した先進的な医療の提供、センターの設置による高度治療体制の整備を行った。医科学研究所附属病院の教育・研究面では、遺伝カウンセリングに精通した医療人材の養成や医師主導治験への専門性向上に向けた取組を行った。また、研究費使用における不正防止の取組として、研究者及び競争的資金等の管理・運営に関わる者に対する、研究倫理教育の実施状況の調査及び監査を行うなど、法務の専門的知見を生かして大学の組織運営に大きく貢献した。</p> <p>当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.2と決定した。</p>
理事 (非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考ええる。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員の賞与については、平成16年度より東京大学役員給与規則に基づき、「総長は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び職務実績を勘案して、賞与の額の100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができる」仕組みとしている。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたっては、労使交渉によって自主的・自律的に勤務条件を決定することを基本としつつ、人件費の状況や国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態等を総合的に勘案したうえで、国の給与法を重要な参考資料として給与改定を実施している。なお、人件費管理については、教員と教員以外の職員の区分に分け部局ごとに採用可能数を配分し、その配分数の範囲内で雇用管理を行っている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

前1年間における勤務成績に応じて昇給を、従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価に基づき昇格を実施し、また、勤勉手当において勤務実績に応じた支給割合(成績率)を設定することにより反映する仕組みを導入している。

#### ③ 給与制度の内容及び令和3年度における主な改定内容

東京大学教職員給与規則に則り、俸給及び諸手当(俸給の調整額、管理職手当、役職手当、初任給調整手当、扶養手当、教育研究連携手当、住居手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、宿・日直手当、期末手当、勤勉手当及び通勤手当等)を支給している。

期末手当については、期末手当基準額(俸給+扶養手当+教育研究連携手当+役職段階別加算額)に100分の127.5の支給割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給+教育研究連携手当+役職段階別加算額)に期間率と勤勉手当の支給基準に定める成績率、総長選考加算率及び業務加算率を乗じて得た額としている。

令和3年度では、東京大学研究代表者等人件費制度の適用を希望し、総長の承認を受けた教職員にインセンティブとして支給する研究代表者等特別手当及び「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)」に基づく「看護職員等処遇改善事業」の趣旨を踏まえ、看護職員等に対して支給(月額3,000円)する看護職員等職務手当を新たに規定した。

このほか、学生・教職員等を対象とする新型コロナウイルスワクチン接種(大学拠点接種)において、接種対応等の業務に従事する教職員に対する支援策の一つとして、当該教職員に対して特例一時金を支給(従事1日につき5,000円)した。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和3年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 5890	歳 45.4	千円 8,333	千円 6,033	千円 145	千円 2,300
事務・技術	人 1619	歳 45.0	千円 6,892	千円 5,040	千円 177	千円 1,852
教育職種 (大学教員)	人 2975	歳 49.0	千円 10,071	千円 7,221	千円 145	千円 2,850
医療職種 (病院看護師)	人 930	歳 35.8	千円 5,917	千円 4,390	千円 85	千円 1,527
技能・労務職種	人 9	歳 53.3	千円 6,082	千円 4,481	千円 167	千円 1,601
教育職種 (附属高校教員)	人 32	歳 45.5	千円 8,208	千円 5,993	千円 212	千円 2,215
医療職種 (病院医療技術職員)	人 310	歳 41.0	千円 6,443	千円 4,742	千円 151	千円 1,701
その他医療職種 (医療技術職員)	人 4	歳 47.3	千円 6,901	千円 5,038	千円 228	千円 1,863
その他医療職種 (看護師)	人 8	歳 42.8	千円 6,419	千円 4,717	千円 199	千円 1,702
指定職種	人 3	歳 64.2	千円 20,965	千円 15,733	千円 216	千円 5,232

再任用職員	人 61	歳 63.2	千円 4,103	千円 3,386	千円 197	千円 717
事務・技術	人 57	歳 63.1	千円 4,086	千円 3,369	千円 198	千円 717
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 4	歳 64.0	千円 4,336	千円 3,628	千円 187	千円 708

非常勤職員	人 14	歳 36.2	千円 5,392	千円 4,056	千円 173	千円 1,336
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 14	歳 36.2	千円 5,392	千円 4,056	千円 173	千円 1,336

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 教育職種(附属高校教員)とは、附属中等教育学校教員を示す。

注3: 指定職種とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注4: 再任用職員の技能・労務職種、教育職種(附属高校教員)、非常勤職員の事務・技術、教育職種(外国人教師等)については、該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、各区分の全体の数値からも除外している。

注5: 在外職員、任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

[年俸制適用者]

常勤職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	316	41.9	7,452	7,431	110	21
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	247	40.0	8,409	8,382	99	27
職域限定職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	66	48.4	3,761	3,761	154	0
高度学術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	54.5	9,836	9,836	112	0

再任用職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	62.8	3,604	3,604	124	0
職域限定職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	62.8	3,604	3,604	124	0

非常勤職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1504	43.7	5,898	5,898	159	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	478	49.7	4,988	4,988	197	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	41	31.9	5,139	5,139	175	0
特任教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	574	42.5	7,172	7,172	132	0
特任研究員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	411	39.6	5,251	5,251	151	0

注1:非常勤職員(年俸制)については、本学では常勤職員として取り扱っている。

注2:常勤職員(年俸制)の事務・技術、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)および再任用職員(年俸制)の事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため欄を省略した。

注3:非常勤職員(年俸制)の医療職種(病院看護師)については、該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、各区分の全体の数値からも除外している。

注4:特任教員とは、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教を示す。

注5:在外職員、任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。















